

1 (約款の適用)

本注文書(以下、「注文」)及び「契約書」とも呼ぶ)は、注文を発行した DXC Technology Services LLC 又は DXC Technology Services LLC の関連会社若しくは子会社(以下、「DXC Technology Services 又は DXC」)とサプライヤーとして特定される者又は企業(以下、「サプライヤー」)との間で締結された調達契約に基づいて発行された場合を除き、本注文及び全ての添付文書は、本書に記載される商品(以下、「商品」)及び/又はサービス(以下、「サービス」)における DXC とサプライヤーとの間の唯一の契約書であります。DXC の書面による承認がない限り、サプライヤーの提案書、請求書、見積書、確認書を含むその他の文書は、本注文の対象外となります。各当事者の正式な代表者が書面に署名しない限り、本注文の約款又は変更における放棄はいずれの当事者に対しても拘束力を持ちません。本注文が DXC Technology Service LLC 又は DXC Technology Services LLC の関連会社若しくは子会社との間の調達契約に基づいて発行され、いかなる条件に矛盾がある場合は、当該調達契約が優先されるものとします。

「**関係会社**」とは、本契約の一方の当事者との関係において直接又は間接的に、当該当事者を支配するか、当該当事者に支配されるか、又は当該当事者と共通の支配下にある全ての企業を意味し、具体的には子会社、パートナーシップ、合併事業、及び当該当事者が運営若しくは管理の権限を有するその他の企業若しくは事業体を含むがこの限りではありません。本定義において「支配」とは、これらの会社につき、直接又は間接的に、過半数以上の議決権付株式、持分、証券、若しくは資産の所有によるか、又は契約によるか、又はその他によるかを問わず、いかなる場合においても前文に限らず、経営及び方針の方向性を指示するか、又はそれを可能にする権限を意味します。

「**DXC データ**」とは、本契約に従ってサプライヤーに提出又はアクセスされた DXC 及び/又は DXC の顧客に関するコンテンツ、情報、及びデータを意味します。DXC データには、DXC 保護必要情報、機密情報、個人情報、及び保護された健康情報(PHI)が含まれますが、これらに限定されません。これら一つ一つのより詳細な定義は以下のとおりです。

「**DXC 保護必要情報**」とは、DXC 機密情報、知的財産、PHI、DXC 顧客データ、及び個人情報を意味します。

「**メンテナンス及びサポート**」とは、サプライヤーが DXC 又は DXC の顧客に直接提供する必要がある製品及びサービスに対して提供される更新、アップグレード、パッチ、修正等、及びテクニカルサポートを意味します。

「**Software as a Service**」又は「**SaaS**」とは、ソフトウェア又は他のホストされるサービスがサブスクリプション ベースでライセンスされ、一元的にホストされ、及びユーザーがリモートでアクセスするライセンス配信モデルを意味します。

2 (価格/税金、支払い条件及び受入)

- 2.1 **価格** 本注文に別段の定めがある場合を除き、かかる価格には適用可能な付加価値税及びその他の関連する税(総称し「VAT」)、運賃及び関税が含まれています。
- 2.2 **税金** サプライヤーによりサービスが実行及び/又は商品が製造、販売若しくはリースされる国が、DXC、DXC の関係会社、又は DXC の顧客がそれらを使用する国と同じである場合、かかる請求及び支払いは、当事者による書面による合意がない限り、その国での当事者の現地主体によって、それらの間で行われるものとします。DXC 又はその関係会社が、法令により支払額における控除又は源泉徴収を行うように求められる場合には、控除の基準となる DXC 又はその関係会社が、法令により求められる控除又は源泉徴収を適用した金額をサプライヤーに支払うものとします。
- 2.3 **支払い条件** DXC は、有効かつ完全な、適切に文書化された請求書を受領してから 90 日以内に、サプライヤーに対して請求書上の合意された金額を支払うことに同意します。上記にかかわらず、取引が下請法に準拠している場合には、支払いは納入後 60 日以内に行われるものとします。即時支払による割引は、DXC が適正な請求書を受領した日から起算します。別途記載のない限り、支払いは現地通貨で行われます。支払いは、商品及び/又はサービスの受け入れを意味するものではなく、DXC が有する検査権を損なうものでもありません。受け入れは、商品及び/又はサービスが DXC の定めた基準を満たしているとき(以下、「受け入れ」)を基準とします。DXC は、その裁量により、サプライヤーへの事前通知なしに、サプライヤーからの請求書、売り掛け、払い戻し、その他の DXC に求められる支払金額から、相殺又は控除する権利を有するものとします。
- 2.4 **請求** 適用法令により禁止される場合を除き、サプライヤーは DXC の要求に応じ、サプライヤーの単独費用で DXC 又は DXC の第三者サービスプロバイダが指定する電子フォーマットで、電子的方法によりそれらに請求書を提出できるよう電子請求プロセスを導入します。サプライヤーは、かかるサービスプロバイダが、これらの契約の下で提供される情報と実質同様のサプライヤー情報において DXC による機密保持義務に拘束されることを前提に、そのようなプロセスを使用することで、DXC とサプライヤーとの間の取引関係に関する情報が、かかるサービスプロバイダに開示される可能性があることを理解し、同意します。サプライヤーが、DXC が要求した日から妥当な期間内(90 日以内)に電子請求プロセスを導入できなかった場合、DXC は、サ

プライヤーが請求書を電子的に提出するまで、電子的に受領されなかった請求書の支払いを保留することができます。

3 出荷、納入と輸出入

- 3.1 **納期遅延** サプライヤーは、DXC によって指定された納期(以下、「納期」)に商品の納品又はサービスの提供ができない可能性に気づいた場合、速やかにその旨を DXC に通知するものとします。
- 3.2 **利用可能な製品/サービスの一部** 商品及び/又はサービスの一部が納期間に合わない場合、サプライヤーは、DXC から別途指示がない限り、速やかにその旨を DXC に通知し、作業を進めるものとします。サプライヤーは、納期遅延により生じた、商品の納品に関する全ての増加費用を負担するものとします。
- 3.3 **不適切な納入** 過剰納入及び/又は早期納入の場合、サプライヤーの単独費用で返却が行われるか、又は早期納入案件の請求書の処理を DXC が遅らせることができます。
- 3.4 (意図的省略)
- 3.5 **貿易の規則** DXC とサプライヤーは、米国及びその他の国で輸出入及び貿易に適用される全ての法令及び規則を遵守します。この趣旨で、サプライヤーは以下のことを保証します。(i) 必要及び DXC の要求に応じ、適用可能な規則の下で各品目の輸出入コードを DXC が正確に決定できるよう、本契約の対象となる商品、ソフトウェア、技術又はサービスに関する技術仕様を、DXC に提供すること (ii) サプライヤーの知る限り、サプライヤーは米国政府のいかなる貿易制裁の対象ではなく、もしその対象となった場合には直ちに DXC に通知すること (iii) サプライヤーは、米国輸出管理規則の「Supplement No. 1 to Part 740」に定められ、サプライヤーポータルに記載のとおり、制限された製品、ソフトウェア、技術、技術データ、または技術支援をリリース、転送、または国グループ D: 1, E: 1, E: 2 に輸出する前に次の点に同意します。
(http://assets1.dxc.technology/contact_us/downloads/Supplier_Export_Requirements.pdfを参照)): に掲載されたカントリーグループ D: 1, E: 1, E: 2 に、制限された商品、ソフトウェア、技術、技術データ、又は技術支援をリリース、転送又は輸出する前に、(i) サプライヤーは必要とされる米国政府の認可を全て取得すること (ii) 制限されたソフトウェア、技術、技術データ、又は技術支援が DXC により提供される場合、サプライヤーは DXC から書面による承認を得ること (iii) サプライヤーは、輸出登録を行うことに同意し、米国の輸出及び再輸出における法令並びに規制を含む、適用される全ての輸出入法及び再輸出入法を遵守する責任を負うこと

4 変更

- 4.1 **変更又は取消** DXC は、サプライヤーへの通知により、費用を負担することなく、出荷前に本注文の一部を変更又は取り消すことができ、その対象は数量、DXC の設計又は仕様を含むがこれらに限定されません。前述のように DXC が本注文の一部を変更又は取り消した場合、サプライヤーは、出荷前に書面による調整要求を DXC に提供するものとし、その内容には当該変更又は取消による直接的結果としてサプライヤーが負担した実際の費用のうち、次のいずれかによって回収できないものを反映します。(i) 妥当な期間内の、他の当事者への商品販売又はサービス提供 (ii) サプライヤーが、商業的に妥当な範囲で取れる対策
- 4.2 **プロセス又は設計の変更禁止** サプライヤーは、DXC の書面による事前同意がない限り、商品又はサービスに影響を与えるプロセス又は設計の変更を行わないものとします。
- 4.3 **予測** DXC により提供される全ての予測は、DXC に対して何らかの責任を負わせるものではありません。
- 4.4 **商品の製造中止** サプライヤーが商品の製造を中止する場合、サプライヤーは DXC に対して書面による 12 ヶ月の事前通知を行わなければなりません。その通知には少なくとも DXC の部品番号、代替品、及び当該商品の注文交付期限を記載するものとします。

5 品質

サプライヤーは、本注文に記載されている、又はそれ以外に DXC に納入される全ての商品及び/又はサービスが、サプライヤーの品質システム基準を満たすように保証する品質システムを維持するものとします。サプライヤーは、要請があった場合、DXC に対してサプライヤーの品質システム及びその有効性を裏付けるテスト文書の写しを提供するものとします。

6 保証

- 6.1 **保証** サプライヤーは、全てのソフトウェア、サービス、及び製品が以下の項目を満たしていることを保証します。(i) サプライヤー又はサプライヤーが指定した下請業者によって製造され、処理され、組み立てられること (ii) マルウェア、既知のセキュリティ上の脆弱性、並びに設計、素材及び製造上の欠陥がないこと (iii) DXC の定める環境関連一般仕様並びに危険物返却におけるあらゆる規則、規制、若しくは法律に関する要件及び認証を含む仕様を準拠すること (iv) 新品であり、それに含まれるコンポーネントやパーツが一級品であること (v) いかなる先取特権、抵当権、制限、及び権原若しくは所

- 有権主張により拘束されないこと (vi) 第三者の特許権、商標権、著作権、又はその他の知的財産権を侵害しないこと (vii) 全てのサービスの実行において専門的体制が整っていること
- 6.2 **保証の存続** 前項の保証は、(vi) の非侵害を除き、無期限に存続するものとし、ここに記載されるその他の全ての保証は、(i) DXC による検査、運送、受入、又は支払の後も存続し、(ii) サプライヤーの通常の保証期間と DXC が製品又はサービスを受け入れた日から 1 年とのうち、どちらかより長い期間にわたって有効であり、(iii) DXC 並びに DXC の承継人、譲受人、顧客にまで及びます。
- 6.3 **続発故障の保証** サプライヤーは、DXC の受入後 3 年間、全ての製品において続発故障に対する保証を提供します。続発故障とは、3 か月以内に 2% 以上の製品で同じ故障、欠陥、又は不適合が発生することを意味します。
- 6.4 **DXC の検査権** DXC は、いつでも、ソフトウェア、サービス、製品、及び関連する製造工程を検査することができます。検査は、サプライヤーの施設、工場、又は下請業者の工場で行われることがあります。サプライヤーは、DXC が有する検査権をサプライヤーのベンダー及び下請業者に知らせ、必要に応じて DXC の検査権を担保するものとします。
- 7 **不適合製品及び/又はサービス**
- 7.1 **不適合** 注文の要件に準拠していない製品又はサービス(それぞれ、「不適合製品」及び「不適合サービス」)は、DXC の裁量により、サプライヤーのリスク及び費用負担で返却されることがあります。DXC は、不適合製品又はサービスの代わりに、それに類似した製品又はサービスを調達することができ、サプライヤーは、不適合製品及びサービスの代金を返金し、DXC に発生した全ての追加費用を、求めに応じて賠償します。
- 8 **不履行**
- 8.1 サプライヤーが本注文又は DXC との他の注文若しくは契約において、いずれかの条項に違反したか不履行となり、その違反に対する DXC からの通知を受領してから 10 営業日以内に違反を解消しなかった場合、DXC は本注文の全部又は一部を解約することができます。「違反」には、次の項目が含まれるのがこれらに限定されません。(i) 自発、非自発を問わず、サプライヤーによる又はサプライヤーに対する破産若しくは支払不能手続の進行 (ii) サプライヤーの同意の有無にかかわらず、債権者の利益のための受領者又は譲受者の選定 (iii) DXC の要請に応じた、履行における合理的保証提供の不履行 (iv) その他本注文内容の不履行 DXC が第 7.1 項に基づいて本注文の全部又は一部を解約する場合、DXC は、本注文の解約にかかる製品又はサービスと類似した製品又はサービスを調達することができます。サプライヤーは、発生した全ての追加費用につき、求めに応じて DXC に返金するものとします。
- 8.2 **継続的履行** DXC による係争請求書の保留を含むがこれに限定されない係争事項は、本契約の違反とはならず、サプライヤーが、係争の保留中又は解決期間中に本契約及び詳細に記載されたサービスを利用する DXC 又は DXC 関係会社への成果物、製品、及び/又はサービスの提供を制限又は一時停止する根拠にはなりません。誤解を避けるために、サプライヤーは、係争が解決するまで係争問題に関連する支払いの保留にかかわらず、契約に基づく義務を履行し続けます。
- 9 **ライセンス付与**
- 9.1 製品にソフトウェア、ファームウェア、又はドキュメントが含まれる場合、サプライヤーは、ドキュメントの派生物の使用、複製、開示、作成、並びにそれらの著作物、ソフトウェア、ファームウェア、若しくはドキュメントを、直接的に又は DXC の製品に統合して配布できる、そしてそのような権利を第三者に再許諾できる、非独占的、永続的、ロイヤリティフリー、ワールドワイドライセンスを DXC に付与します。
- 9.2 第三者ライセンスの要件 サプライヤーは、全てのライセンスを確認し、製品に含まれる第三者ソフトウェアの全てのライセンス要件を満たすために必要な全ての資料を DXC に提出するものとします。サプライヤーは、ソースにおける可用性要件を満たすライセンス(GNU 一般公衆ライセンスなど)の下でライセンスが付与された全てのソフトウェアのソースコードを DXC に提供するものとします。サプライヤーが以前提出した資料にソースコードが含まれていない場合、サプライヤーは、ソースコードの可用性要件を満たすオープンソースライセンスの下でライセンスが付与されたソフトウェアのソースコードを、DXC からの要求があつてから 7 日以内に提供するものとします。サプライヤーは、必要に応じて、資料の複製及び配布権を DXC に付与します。
- 10 **補償、保険と機密情報**
- 10.1 **一般補償** 本注文に基づくサプライヤーの業務遂行に直接又は間接的に起因するいかなる人的傷害、死亡又は財産上の損害による全ての損失、費用、損害、責任、請求、要求において、普通法又は衡平法に基づく全ての費用総額に対し、サプライヤーは DXC を保護、防御、免責補償し、損害を与えないことに同意します。
- 10.2 **知的財産の補償** サプライヤーは、下記に起因する、いかなる種類、性質の全ての請求、損失、要求、料金、損害、責任、費用、経費、義務、提訴、訴訟、又は傷害から、DXC 及びその関係会社、子会社、譲受人、代理人、下請業者、流通業者若しくは顧客(総称し「被補償者」)を保護、免責補償し、損害を与えないことに同意します。(i) サプライヤーの製品若しくはサービス、又はそれらの使用、販売若しくは輸入が、知的財産権を侵害するとのいかなる請求を制限することなく、サプライヤーは、DXC 及び/又はその被補償者が被った全ての費用、損害及び経費(合理的な弁護士費用を含む)を支払い、該当する全ての請求又はその請求の解決における全ての賠償を支払います。
- 10.3 **侵害製品又はサービス** 製品又はサービスの使用が制限されている場合(総称し「侵害製品」)、DXC がその侵害製品の使用若しくは受入を継続できるよう、サプライヤーは、自己の費用負担でその権利を確保するものとします。それができない場合、サプライヤーは、自己の費用負担により(かつ被補償者の選択により)(i) 侵害製品を同等の形式、機能及び性能を持った非侵害製品若しくはサービスと交換するか、(ii) 形式、機能又は性能を損なうことなく、侵害製品を非侵害製品に修正するか、(iii) 侵害製品の交換又は修正ができない場合は、侵害製品に対して DXC が支払った全ての金額を全額返金し、侵害製品を交換する際に DXC が負担した合理的な費用を全て支払うものとします。
- 10.4 **DXC 商標の削除** サプライヤーは、DXC が拒否した、返品した、又は DXC により購入されなかった全ての製品を、サプライヤーが他に販売、使用、又は廃棄する前に、当該商品から DXC の名前又は DXC のいかなる商標、商号、記章、部品番号、シンボル、並びに装飾デザインを削除するものとします。
- 10.5 **保険** 本注文の履行中、サプライヤーは自己の費用負担で、サプライヤーの従業員に適用される法律又は規則により求められる労働者災害補償保険を維持します。さらに、サプライヤーは、自己の費用負担で包括的な一般賠償責任保険証券を維持するものとし、その証券は、本注文におけるかかる製品の使用又はサプライヤーの不作为に起因する可能性のある死亡を含む身体傷害並びに生産物賠償、契約上の賠償、及び財産上の損害を補償し、DXC の要請により、その他関連条項を含むことがあります。いかなる場合においても、本注文に基づいてサプライヤーが維持している全ての保険の補償範囲又は制限、あるいはその他全ての保険における欠如又は非可用性も、本契約に基づく DXC に対するサプライヤーの義務又は責任を制限又は縮小するものではありません。
- 10.6 **機密情報** 「機密情報」には、DXC によって機密として指定された全ての情報、本注文の存在及び約款、並びに本注文における製品及び/又はサービス、一般的な事業計画、顧客、費用、予測、利益などを含むがこれらに限定されない全ての情報が含まれます。「機密情報」には、本契約に基づいて、又は本契約に基づいて提供される製品又はサービスに鑑みて、いずれかの当事者が他方の当事者に提供する、DXC のデータを含むがこれに限定されない全ての情報も含まれるものとします。又、該当する場合、当事者間で締結され実行された適用可能な秘密保持契約の条件に準拠し、その条件に従うものとし、その条件は参照として本明細書に組み込まれます。サプライヤーは、本注文の履行に必要な場合を除き、DXC から入手した、又はサプライヤー若しくは DXC によって作成若しくは発見されたいかなる機密情報も使用若しくは開示してはならず、自己の機密情報に払うのと同様以上かつ合理的な注意により機密情報の機密性を保持するものとします。
- 10.7 **公表** 各当事者は、以下の場合を除き、本注文の条件または存在を公表または開示してはならず、また、各当事者は、相手方当事者の顧客、他の当事者、その子会社あるいは関連会社の名前、商標、または商品名を使用してはならない。このような開示は相手方当事者と調整しなければならない。i) 相手方当事者の書面による事前の同意がある場合 ii) 各当事者が本注文に基づく義務を履行するために必要な場合 iii) 法律で要求される場合 各当事者は、その同意の条件として、各当事者が適切と判断する制限をその独自の裁量で課すことができるものとする。各当事者は、前述の (ii) および (iii) 項に基づく開示の 10 日前に書面による通知を提供しなければならない。
- 10.8 **情報システムへのアクセス** DXC 情報システムへのアクセスは、本注文に基づいてサービスを実行する目的のみで許可され、その許可は DXC 及びサプライヤーが随時別途合意する期間及び個人に限定され、DXC 情報システムの中でも具体的に特定された部分に限られます。DXC は、DXC 情報システムへのアクセスの前に、サプライヤーの従業員、下請業者、又は代理人に個別契約書への署名を求めることができます。DXC によって許可されていない期間に又は個人が DXC 情報システムを使用することは、明示的に禁止されています。アクセスには、DXC の業務管理及び情報保護における方針、基準、ガイドラインが適用され、それらは随時変更されることがあります。その他のいかなる DXC 情報システムの使用は明示的に禁止されています。この禁止条項は、サプライヤーのアクセスが許可されている DXC 情報システムが、許可範囲外の他の情報システムへのゲートウェイとして機能する場合でも適用されます。サプライヤーは、DXC がアクセスを承認した特定の場所からのみ、情報システムにアクセスすることに同意します。DXC オフィス外でのアクセスの場合、DXC は、情報システムへのアクセスに使用される特定のネットワーク接続を指定します。
- 11 **情報セキュリティ**
- 11.1 サプライヤーは、下記の DXC サプライヤーポータルに定められるデータネットワークセキュリティスケジュール(以下、「DNSS」)に従って、DXC のデータ、サービス及び製品を保護するためのセキュリティ対策を実施かつ維持します。http://assets1.dxc.technology/contact_us/downloads/Data_Network_an

- d_Security_Schedule-DNSS.pdf)。このDNSSは、本契約の一部分を構成します。本契約又は本条「情報セキュリティ」で明確に定義されていない用語は、DNSS内で定められたことの意味を持つものとします。
- 11.2 (意図的省略)
- 11.3 サプライヤーは、本契約及び全てのSOW、本条「情報セキュリティ」、並びに「DNSS」に従って、サービス、ソフトウェア又は製品の提供に必要な範囲及び方法に限ってDXCのデータを処理し、情報システムにアクセスするものとします。他の目的のための、サプライヤー若しくはその代理人による、DXC情報システムにおけるアクセス、使用、又はDXCデータの処理は、DXCによって書面で明示的に承認されていない限り、サプライヤーによる本契約の重大な違反とみなされるものとします。サプライヤーは、DXCの書面による許可がない限り、DXCのデータ、DXC情報システム、又は製品を、販売、賃貸、譲渡、配布、開示、複製、改変、又は削除してはなりません。サプライヤーは、全てのDXCのデータ処理、並びにサービス及び製品の供給が、全ての適用法を遵守していることを確実にするものとします。サプライヤーがそのような適用法、本契約及び全てのSOW、本条「情報セキュリティ」、並びにDNSSに従ってDXCのデータを処理することができないか、サービス若しくは製品を提供することができない場合、サプライヤーは直ちにその旨をDXCに書面で通知するものとします。
- 11.4 サプライヤーは、DXCのデータをセキュリティ侵害から保護し、セキュアなサービス又は製品を提供するために、ISO 27001/2など情報セキュリティ業界標準の安全装置を含む包括的情報セキュリティプログラムを開発、実装、及び維持するものとします。
- 11.5 セキュリティ違反、製品セキュリティ、脆弱性、又はコンプライアンス違反に関係する全ての通知は、DXCセキュリティインシデントレスポンス及びコントロールセンターに対して次のように行われます。(a)電子メール：SIRCC@dxc.com又は(b)電話：1(844)8983705(アメリカ合衆国)及び/又は+61290343430(インターナショナル) サプライヤーは、セキュリティ違反に気づいてから24時間以内にDXCに通知するための商業的に合理的な努力を払うものとします。
- 11.6 DXCは、サプライヤーに7日前の通知を行い、期間内いつでも、サプライヤーによる本契約の履行及び遵守を証明する(DXC業務を担当する全ての者及び下請業者における薬物検査及び身元調査の、かかる全ての資料を含むがこれに限定されず、該当する法律で許可されている範囲内)でサプライヤーの記録及びプロセスを監査、検査、及びコピーや抜粋を作成する権利を有します。「監査」該当する場合、そのような監査は、サプライヤーが本契約の条項を遵守していることを確認するための合理的な必要に応じて、サプライヤーのデータ処理施設、関係会社、下請業者、及びデータファイルにも適用されます。そのような監査は、サプライヤーとの話し合いによって取り決められ、サプライヤーのセキュリティポリシーの対象となります。さらに、DXCがサプライヤーは本契約を遵守していないと信じる合理的な根拠がある場合、サプライヤーは、従業員、役員、及び取締役をDXC又はその代表者との会議に参加できるようにします。監査により、サプライヤーが本契約に定める義務に重大な違反を犯していることが判明した場合、サプライヤーは、DXCにより関与したいかなる第三者監査人の費用を含むがこれに限定されない全ての監査費用並びに、DXC内部監査人の実際の労働時間及び出張経費に相当する費用を、DXCに賠償するものとします。
- 12 政府におけるコンプライアンス
- 12.1 一般 サプライヤーは、本注文に基づく義務及び、該当する場合には製品の製造に適用される全ての連邦、州、地域及び外国の法律、規則、規定を常に遵守します。サプライヤーは、製品及びサービスの使用において、DXCが該当する法律、規則、規定を遵守するために必要な全ての情報並びに、該当する法律、規則、規定、あるいは本注文の規定遵守を確認するためにDXCにより合理的に求められた全ての情報を、DXCに提供するものとします。本注文内の条項は、適用法に抵触する範囲において、無効とみなされません。
- 12.2 セキュリティ 第12.1条を制限することなく、サプライヤーが事業を行う全ての国において、サプライヤーはその運営及び出荷がセキュリティに関する全ての適用法律及び適用規制を遵守することを保証します。サプライヤーは、その事業に適用可能な範囲で、米国のテロ行為防止のための税関・産業界パートナーシップ(以下、「C-TPAT」)(<http://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/ctpat-customs-trade-partnership-against-terrorism>)又は同等のセキュリティガイドラインに規定された、セキュリティにおける勧告を実施することに同意します。さらに、サプライヤーは、DXCが指定したセキュリティ要件又はそれ以上を満たすものとします。サプライヤーとDXCは、文書化された正式なセキュリティコンプライアンス監査を毎年実行することができ、最初の監査は、サプライヤーが本注文を受諾した後、DXCの要求に応じていつでも行うことができます。サプライヤーは、C-TPAT若しくはそれ同等のセキュリティガイドラインに定める適用可能な勧告、又はDXCのセキュリティ要件を満たしていない領域については、書面によりDXCに直ちに通知するものとします。サプライヤー、監査、若しくはDXCの調査により、サプライヤーの不遵守が通知された場合、DXCは本注文を解約するかサプライヤーが遵守できるように期間限定で要件を免除することができます。
- 12.3 米国連邦における調達要件 第12.1項を制限することなく、米国連邦の請負業者及び下請業者としてのDXCの地位に照らし、FAR 52.219-8(中小企業活用)、FAR 52.219-9(中小企業下請計画)、FAR 52.219-16(損害賠償予定一下請計画)、FAR 52.222-26(機会均等)、FAR 52.222-35(特別障害退役軍人、ベトナム戦争退役軍人、その他の資格のある退役軍人における機会均等)、FAR 52.222-36(障害のある労働者のためのアフーマティブアクション)、FAR 52.222-39(組合会費又は料金の支払いに関する従業員の権利の通知)、FAR 52.222-41(1965年サービス契約法)、FAR 52.247-64(私有の米国旗付き商業船の優先)を含むがこれに限定されない、連邦法又は規則に基づいて契約又は下請契約に含めるように求められる全ての適用可能な調達規則を、本注文に適用します。
- 12.4 その他の要件 サプライヤーは、大統領令11246、職業リハビリテーション法、及びベトナム戦争退役軍人における再適応法の要件を遵守するものとします。
- 12.5 アクセシビリティ サプライヤーは、全ての製品が、障害者のための情報技術アクセシビリティにおける全ての連邦、州、地域、及び外国の法律、規則、規定で定められた要件を満たすことを保証します。サプライヤーは、本注文に基づくサービスの実行において、障害者を支援するために教育を受けた知識豊富な人材を配置することに同意します。
- 12.6 請求書の確認 DXCから求められた場合、かかる支払いの前提条件として、サプライヤーは各請求書を次のようにそれぞれ確認するものとします。「当社は、本書に記載された契約成果物が、改正労働基準法のセクション6、7、12、並びにセクション14に基づいて発行された米国労働省の規制及び命令の、適用可能な全ての要件に準拠して作成されたことを確認します。さらに、当社は、追加の契約成果物も同様に準拠して作成されることを保証します。」
- 13 社会的及び環境的責任
- 13.1 社会的及び環境的責任 サプライヤーは、サプライヤーが知る限りにおいて、サプライヤーとサプライヤーが指定した下請業者が事業を行う全ての国で、それらの活動が、労働と雇用、従業員の健康と安全、環境の保護、倫理的慣行における全ての適用可能な法令と規則に準拠していることを保証します。サプライヤーは、DXCのサプライヤー行動規範(<https://www.dxc.technology/cr/ds/118945-csc-responsible-supply-chain-program>)を遵守し、同規範に記載されている管理システム確立の項目も含まれます。
- 13.2 コンプライアンス 全ての製品とその梱包は、製品におけるDXCのその他の仕様要件に加えて、DXCの一般環境仕様書「DWG No. A-5951-1745-1」(<https://www.dxc.technology/cr/ds/118945-csc-responsible-supply-chain-program>)に準拠します。サプライヤーは、本注文に基づいてDXCに提供されるか又は全体製造工程において使用される、製品又はその梱包において、パーツ、コンポーネント、又はその他の構成要素における材料組成を確認できるよう、関連する全ての情報をDXCに提供します。
- 13.3 化学物質 サプライヤーは以下を保証します。(i)製品に含まれる各化学物質は、有害物質管理法に従ってアメリカ合衆国環境保護庁が整理及び公表した化学物質目録に含まれていること (ii)製品においてサプライヤーが提供する、全ての「化学物質等安全データシート(Material Safety Data Sheet)」は、製品の出荷前にDXCに提供され、完全かつ正確であること
- 14 雑則
- 14.1 譲渡の禁止 サプライヤーは、DXCの書面による事前の同意なしに、その権利又は義務を委任又は譲渡してはなりません。そのような同意なしに、サプライヤーによる委任又は譲渡を試みた場合、その試みは無効となります。
- 14.2 準拠法 本注文は、日本法を準拠法とします。両当事者は、本注文により生ずる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 14.3 責任の制限 適用法で許容される範囲で、いかなる場合においても、DXC及びその子会社等は、いかなる利益の喪失、収益の喪失、又は付随的、必然的、特別若しくは懲罰的損害につき、責任を負いません。
- 14.4 非制限的關係 DXCは、本注文に基づいて提供される製品又はサービスと同じ又は同様の機能をする他の製品又はサービスにおいて、独自の開発、第三者から取得、配布、又は販売を妨げられないものとします。
- 14.5 買収 サプライヤーがサプライヤーと提携していない別の団体、又はサプライヤーの関連会社及び/又は子会社に買収された場合、DXCは独自の裁量で、14日前にサプライヤーに書面で通知することにより、本契約を直ちに終了する権利を有します。DXCが前述のような理由で本契約の終了を選択した場合、終了日までに調達された全ての製品及びサービスは存続し(DXCによる本契約の条項違反に対する、サプライヤーによる事前の又は同時終了を除く)、各条項による本契約の条件に準拠します。DXCが、独自の裁量で本契約を終了しないことを選択した場合、本契約の残りの期間において、DXCの権利と責任はその買収によって中断されないものとします。
- 15 腐敗防止法 サプライヤーは、米国の海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法及び、サプライヤーが事業を行う地域若しくはサプライヤーに適用されるその他の管轄区域における類似の腐敗防止法(及び関連する規制とともに、総称して、「腐敗防止法」)の

規定に精通していることに同意し、並びに、本契約によって予定される取引に関連して、直接的又は間接的に、取引を得たりそれを保持するために又はその他の不適切な事業上の利益を得るために、いかなる支払い、価値の提供、提示、約束、又は金銭的若しくはその他の利益の提供、金銭的若しくはその他の利益の受取や受領における要請や合意を、(政府機関又は国際公共機関の職員を含む)いかなる公務員若しくは職員、政党、公職候補者、又はその他のいかなる人物や団体に対して、行わないものとします。さらに、サプライヤーは、DXC の腐敗防止法違反を招くような行動をとらないことに同意します。サプライヤーは、そのような違反を認識した場合は、その旨を直ちに DXC に通知し、そのような違反から生じる又はそれに付随して DXC が被ったいかなる損失、損害、罰金若しくは罰則について、DXC に補償します。上記に違反した場合、DXC は通知、責任、若しくは賠償することなく、本契約を停止又は終了することができます。サプライヤーは、DXC の求めに応じて、DXC がサプライヤーの帳簿及び記録を定期的に監査することで同条項の遵守を確認できるようにします。この規定は、いかなる理由による本契約の終了後も存続します。サプライヤーにより本契約に関わったか関わる予定の、サプライヤーの従業員、代理人、代表人、下請業者、又はその他の関係者は、サプライヤーとの間ではかかる関与を開始する前に、上記の義務を理解してそれに従うことに同意し、その同意が示された契約書に署名します。さらに、サプライヤーは、そのような従業員、代理人、代表人、下請業者、又はその他の関係者の行動並びに、本契約及びそれらがサプライヤーとの間で締結した本契約に対応する契約の条項における非遵守によって生じ得る一切の責任に対して、法律で認められる最大限の範囲において、DXC に補償し、かかる責任を負います。

16 データ保護とプライバシー

本契約、及びかかる SOW の条項に基づき、DXC、DXC の顧客、及び/又は DXC 若しくは DXC の顧客に対してサプライヤーが提供するサービス、製品、SaaS、ソフトウェア、及び/又はメンテナンスとサポートの目的のために、以下が適用されます。

16.1 定義 本条「データ保護とプライバシー」には次の定義が適用されます。

「**データプライバシー法**」とは、個人情報におけるプライバシー、機密性、又はセキュリティを保護するための州や国のいかなる法律又は規制を意味します。

「**一般的なデータ保護規則**」、「**GDPR**」とは、随時修正される、欧州議会及び理事会の規制(EU) 2016/679 を意味します。

「**個人情報**」とは、DXC、DXC 顧客、従業員(DXC 顧客の従業員及び顧客を含む)、又は、サプライヤーによる本契約又はいかなる SOW の履行に関連して DXC から、又は DXC に代わって、サプライヤーがデータプライバシー法で定義されている個人情報を受取る他の個人について、個人を特定できる情報と定義されます。

「**処理**」、「**処理中**」、「**処理済み**」とは、関連するデータプライバシー法に定義されているとおりであり、もし定義されていない場合は、自動化の有無にかかわらず行われるいかなる作業又は一連の作業(個人情報へのアクセス、収集、記録、整理、保持、保存、適用又は変更、送信、取得、診断、使用、開示、利用可能化、整列、結合、遮断、削除及び破壊を含む)がこれらに限定されない)を意味します。

16.2 **データプライバシー保護の適用性**(いかなるSOWを含む)本契約に基づく履行において、サプライヤーが個人情報を処理する場合に限り、本条「データの保護とプライバシー」の規定が適用されるものとします。誤解を避けるために、「情報セキュリティ」条項に記すデータセキュリティ要件は、個人情報が本契約又はSOWに基づいて処理されるかどうかにかかわらず、適用されるものとします。DXCから又はDXCに代わって又は本契約に基づく履行に関連して取得された全ての個人情報は、本条「データの保護とプライバシー」、「情報セキュリティ」及び本契約で個人情報に触れたその他の条項に従って処理及び保護されます。

16.3 **データプライバシー法の遵守**サプライヤーは、(SOWを含む)本契約の履行に関連してアクセス権限が付与された全ての個人情報を処理し、その処理は、本契約又は存在する場合はサプライヤーに適用されるデータプライバシー法の要求に基づいてDXCに代わって行われる場合及びDXCの利益を目的とする場合に限り行われることに同意します。サプライヤーは、DXCからの特定の書面による承認がない場合、本契約で指定されたサービスを履行する特定の目的以外の目的(SOWを含む)で個人情報を処理しないことに同意します。さらに、サプライヤーに適用可能な範囲で、サプライヤーは、個人情報の収集、保存、使用、転送、セキュリティ、又は処理において適用可能なデータプライバシー法の要件を全て遵守することに同意します。

16.4 **個人情報の転送**サプライヤーは、国境を越えての転送が、法律により許可されているか、本契約若しくは適用可能なSOWにより具体的に許可されている場合を除き、(SOWを含む)本契約の下でDXCの代わりにサプライヤーに提供されたか又はサプライヤーが取得した個人情報が、国境を越えて転送されないことをDXCに保証します。サプライヤーは、そのようないかなる転送が、適用可能なデータプライバシー法に従ってのみ行われることに同意し

ます。本条「データ保護とプライバシー」と本契約の他の条項との間に矛盾がある場合は、本条の要件が優先されるものとします。

16.5 **個人情報の保障措置**サプライヤーは、本契約に基づいて提供又は予定されるサービス、職務若しくは取引において、DXCから若しくはDXCに代わって受領したか、そのために作成又は処理された個人情報に対して、セキュリティ、完全性、機密性を維持し、並びに意図の有無に関わらず無許可もしくは違反の使用又は開示を防止し、並びに許可されていないアクセス又は偶発的若しくは違法な破壊、損失、変更から保護するための、DXCにより適切とみなされた、管理上の、技術的、及び物理的な保障措置を開発、実装、維持することに同意します。そのような保障措置は、(法律によって課される暗号化要件を含む)全ての適用可能な法的基準を満たし、ISO 27001/27002のように業界で認められているセキュリティ基準又はそれ以上を満たすものとします。サプライヤーは、これらの保障措置を文書化して最新状態を維持し、要求に応じてDXCがその文書を利用できるようにすることに同意します。サプライヤーは、サプライヤーによる本契約に基づく義務の履行を支援するために必要とされるサプライヤーの従業員若しくは代表者のみが、個人情報にアクセスできることを確実にします。

16.6 **第三者との連絡**サプライヤーが所有する個人情報へのアクセスを(個人を含む)第三者から要求された場合、サプライヤーは直ちにその要求等のコピーをDXCに転送し、かかる要求に応じる際にDXCと協力します。サプライヤーは、DXCの要求に応じて、所有する個人情報をDXC又はDXCが書面で指定した第三者により利用できるようにし、DXCの書面による指示に従ってサプライヤー所有の個人情報を更新します。政府機関又は所管官庁がサプライヤーに対して個人情報の開示又は個人情報へのアクセス許可を求める場合、サプライヤーは、法的に禁止されている場合を除き、直ちにその旨をDXCに通知し、最初のステップとして、そのような開示やアクセスを防止するために、要求している政府機関や当局と協議できるような時間をDXCに提供していない限り、係る開示やアクセスを許可してはなりません。サプライヤーは、法律で別途要求されない限り、DXCとのDXCの裁量による協議後のみ、そのような政府又は執行機関の要求に対応します。サプライヤーは、個人情報の処理について第三者からの苦情があった場合は速やかにその旨をDXCに通知し、そのような苦情に対する弁護若しくは和解に不利益となり得るいかなる承認若しくは行動を取らないものとします。サプライヤーは、そのような苦情の解決に必要とされる可能性のあるかかる合理的支援を、DXCに提供するものとします。

16.7 **下請業者による個人情報へのアクセス**サプライヤーは、本契約又はいかなるSOWの下で個人情報を開示する全ての下請業者若しくは代理人に対し、その個人情報において、本契約又はいかなるSOWによりサプライヤーに適用されるのと同じ又は実質的に同一の機密性、プライバシー及びセキュリティを維持する義務を遵守すると示す、書面契約により裏付けられる合理的保証を提供するように求めると同意します。サプライヤーは、そのような契約がSOWに関する下請業者の使用におけるDXCの承認の下で行われることを、DXCが書面で確認できるようにします。サプライヤーは、DXCの要求に応じて、下請契約の写し又は関連条項の抜粋をDXCに提供します。サプライヤーは、下請業者又は代理人が本契約又はいかなるSOWの下でのサプライヤーの義務を遵守しなかったことが、その下請業者又は代理人の使用を直ちに終了させる根拠となることを確実にするものとします。本契約又はかかるSOWの期間内に、サプライヤーの下請業者又は代理人が本契約又はいかなるSOWの下でのサプライヤーの義務を遵守できないとDXCが独自の裁量により判断し、その旨の通知で定められた期間内にサプライヤーがそれを解決できなかった場合、DXCは(当該下請業者又は代理人のサービス提供のための全てのSOWに関連する)本契約の全部又は一部を終了することができます。

16.8 **欧州経済地域(EEA)の適用** 随時修正される一般データ保護規則(EU規則2016/679)がサプライヤーに適用される場合、サプライヤーは、以下のDXC サプライヤーポータルで定められているGDPR補足条項を遵守するものとします(http://assets1.dxc.technology/contact_us/downloads/General-Data-Protection-Regulation-GDPR.pdf)。本GDPRの補足は、本契約の下でDXCに代わっての、サプライヤーによる個人情報の処理に関する諸条件を規定します。このGDPR補足は、本契約の不可欠な部分を構成します。

本GDPR補足、本契約、データ保護法又は標準契約条項の間で条件に矛盾がある場合は、以下の優先順位が適用されます。

- 1) 標準契約条項を含むデータ保護法
- 2) 本GDPR補足及びその付録
- 3) 本契約

17 HIPAA

1996年の医療保険の携行と責任に関する法律(HIPAA)に基づいて発行されたHIPAAプライバシー及びセキュリティルール(45CFR、第160-164部)で定義されている「保護された健康情報」又は「PHI」をDXCがサプライヤーに開示し、又はサプライヤーが、本契約に基づくサービス又は職務の履行に関連してPHIにアクセス、維持、使用、又は開示する範囲(存在する場合)で、サプライヤーは以下を遵守します。

(a)本契約により許可若しくは要求される場合、あるいは法律により要求される場合を除き、PHIの使用若しくは追加開示を行わないこと (b)電子PHIにおけるHIPAAセキュリティ規則要件の適用を含み、本契約において定められる以外の方法でPHIを使用又は開示しないための適切な保障措置を使用すること (c)45 CFR § 164.410により求められるように安全対策が施されていないPHIを含み、サプライヤーが認識した本契約において提供されていないPHIの使用又は開示をDXCに報告すること (d)45 CFR § 164.502(e)(1)(ii)に従って、サプライヤーがDXCに代わって作成、受信、維持、又は送信するPHIを、作成、受信、維持、又は送信するサプライヤーの下請業者若しくは代理人が、そのようなPHIに関してサプライヤーに適用されるのと同じ制限及び条件に同意すること (e)45 CFR § 164.524に従って、(サプライヤーによって維持されている場合)指定された診療記録一式の中でPHIを利用可能にすること (f)45 CFR § 164.526に従って、PHIを修正可能にし、指定された診療記録一式に含まれるPHIにいかなる修正を反映すること (g)45 CFR § 164.528に従って、開示報告に必要なPHIを利用可能にすること (h)DXCがHIPAAのプライバシー及びセキュリティ規則に準拠していることを確認できるよう、DXCから受領したか、DXCに代わってサプライヤーが作成又は受領したPHIの使用及び開示に関連する範囲において、サプライヤーの内部規定、かかる文書及び記録を、保健福祉長官に提出すること (i)プライバシー規則の下の適用対象主体に代わってDXCが行ういかなる義務を、サプライヤーがDXCにより又はDXCに代わって履行する場合、かかる義務の履行に適用されるプライバシー規則の要件を遵守すること (j)本契約の終了時にサプライヤーが依然として何らかの形式で維持している、DXCから受領したか、DXCに代わってサプライヤーにより作成若しくは受領された全てのPHIを返却又は破棄すること、並びに当該情報のコピーを保持しないこと、又はそのような返却若しくは破棄が不可能な場合には、本契約の保障措置を情報にまで拡大適用し、情報の返却若しくは破棄を不可能にするような目的での追加の使用及び開示を制限すること

18 反社会的勢力との関係排除

- 18.1 サプライヤー及びDXCは、自己並びに再委託先の役員及び従業員が以下に定める反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団並びにそれらに準ずるものをいいます。
- 18.2 サプライヤーは、本項第1号、第3号又は第4号に該当する事実の有無を確認すべくDXCが行う調査に対し協力します。
- 18.3 次の(i)から(iv)までのいずれか1つ以上に該当する場合には、本契約の他の規定にかかわらず、サプライヤー及びDXCは、何らの催告を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。(i)自己、その役員若しくは実質的に経営権を有する者又は従業員等が、反社会的勢力である、又は反社会的勢力であった場合、(ii)自己及び自己の従業員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務提供等により利益供与していた場合、(iii)自己及び自己の従業員等が、自ら又は反社会的勢力を含む第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて不当な要求行為等を行った場合、又は、(iv)サプライヤー及びDXCの再委託先(再委託が数次にわたる場合は、全ての再委託先を含む)並びに本契約に関連する契約(以下「関連契約」という)の当事者又は代理若しくは媒介をするもの(以下、併せて「再委託先等」という)が、反社会的勢力であることが判明し、相手方当事者が、当事者と再委託先等間の関連契約の解除その他の措置を取るよう求めたにもかかわらず、正当な理由なく当事者がこれを拒否した場合。
- 18.4 サプライヤー及びDXCは、本項に基づく自らの義務を、再委託先等にも遵守させる義務を負います。ただし再委託先等に義務を課した事により、当事者の責任が何ら免責されるものではありません。
- 18.5 サプライヤー及びDXCは、本項の定めに基づき本契約の全部若しくは一部を解除した場合、相手方当事者に損害が生じても、解除当事者は何ら賠償責任を負いません。又、サプライヤー及びDXCは、本項の規定に違反したことにより相手方当事者が損害を被った場合、本契約の解除の有無にかかわらず、規定に違反した当事者に対し賠償を請求できます。